

旭市いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

旭市・旭市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
(1) 定義に基づくいじめの判断	2
(2) 留意点	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携について	4
(5) 関係機関との連携について	4
4 条例が規定するいじめ防止等への組織的対応	
(1) 「旭市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	4
(2) 「旭市いじめ問題対策調査委員会」の設置	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 市が実施すべき施策	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) その他	6
2 学校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
3 保護者の役割	10
4 市民の役割	10
5 重大事態への対処	10
(1) 重大事態についての基本的な考え方	10
(2) 重大事態の認知と調査	11
(3) 調査の主体等の決定	11
(4) 調査について	12
(5) 調査結果の報告等	12
(6) 調査の結果についての調査（再調査）	12
(7) 関係機関等との連携について	12
第3 いじめの防止等のための対策の評価及び改善に関する事項	13
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	13
1 教職員の業務の精選について	13
2 市基本方針の見直しについて	13
別添資料	巻末

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見や対処等を、地域や家庭、関係機関・団体等の連携等により実効的なものにすることが重要である。

旭市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（以下「県条例」という。）の基本理念に則り、いじめの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための対策に取り組むために定めるものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、児童生徒が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのないような環境を整えることを基本として行われなければならない。（県条例第3条第1項）。また、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない（県条例第3条第2項）。このことが担保されない場合、いじめの相談や通報をためらうことにもなりかねず、いじめの防止等のための対策を根幹から揺るがしかねない。

これらのいじめの防止等のための対策を実施する主体として、県条例では、学校が中心となることを明示している（県条例第3条第1項）。これは、学校が児童生徒を直接に指導する場であり、また、いじめが対人関係から発生することに鑑み、児童生徒の発達段階に応じて、好ましい対人関係を築く力を養う役割が学校に期待されているからである。

なお、その他の主体である市教育委員会や保護者、関係機関や団体等の役割が、学校の役割を持って減ずるものでないことは言うまでもなく、各々が学校と協力し、または直接にいじめの防止等のための対策を実施する責務・役割を有している。そのためには、いじめ問題対策連絡協議会の活用、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について、関係者と共有、協議し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進することも重要である。

また、県条例は、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（県条例第4条第1項）、いじめを認知しながら放置しないよう努めること（県条例第4条第2項）を求めている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために、同僚等や集団の仲間には注意を与えることは困難を伴う場合があることを配慮し、理想を掲げながらも、多くの児童生徒にとっては、大変に難しいことであるとの認識を持つ必要がある。

いじめを放置しないことについて、具体的には、各学校が実態に応じて、いじめに関する情報提供をしたことなどに児童生徒が不安感を持つことの無いよう、具体的な方法を確認した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている」、「情報提供者の秘密を厳守する」等の強いメッセージを発信することと、そのメッセージが信用に値するような平素からの児童生徒と教職員の人間関係を醸成することである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(1) 定義に基づくいじめの判断

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「心理的な影響」とは、自己肯定感の低下、うつ病やPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不安障害などの精神疾患、睡眠・食事障害、対人関係の困難、学業不振、不登校等、被害児童生徒の心身の健全な成長と人格形成に重大な悪影響を与える様々な状態を意味する。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の立場に立った見極めが必要である。

(2) 留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為でなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市は、学校、保護者、いじめの防止等に関する機関や団体などの関係者と相互に連携して、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育む。また、その他いじめの防止等のための対策として法教育の視点からの人権の問題や、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

その際は、いじめの背景として、学級や部活動等の集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識等により、ストレスを高める状態に陥っていないか留意するとともに、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

これらに加え、いじめの防止等のための対策への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、学校、保護者や家庭、地域、関係機関や団体が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取組と、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

また、教職員をはじめとした大人たちのいじめに関する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民等に向けた啓発等も重要である。

(3) いじめへの対処

いじめの防止等のための対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要である。

このように児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、市教育委員会と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所等の関係機関と速やかに連携を図ることが重要である。

また、いじめを行った児童生徒について、「その児童生徒の家庭環境等、背景も含めた総括的な事実確認及び関係者への報告」の緊急対応、「関係機関との連携を図った指導方針の立案と共通理解」の短期対応、「いじめを受けた児童生徒との関係修復に向け、カウンセリング等を通じた共感的人間関係づくりの取組」の長期的対応を行い、再発防止を徹底する必要がある。

さらに、いじめが発生した学級や部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行う。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、平素から学校関係者と地域、家庭との連携を図ることが必要である。具体的には、学校運営協議会や地域学校協働活動、学校公開、学級懇談、三者面談等を活用することが考えられる。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

個別の事案への対応はもとより、いじめの未然防止や早期発見の観点からも、学校や家庭、市教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との連携は重要である。

連携を促進するため、市は、各学校が関係機関に協力を要請しやすいような環境を整え、連携の成果を高めるため、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのかなど、平素から検討し、連携を深めていくことが重要である。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、警察との連携が重要である。市においては、学校と千葉県旭警察署と市教育委員会が連携した学校警察連絡委員会を強化・充実させたり、学校・警察連絡制度を活用して連絡を密にしたりした取組を継続していく。

4 条例が規定するいじめ防止等への組織的対応

(1) 「旭市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、法の趣旨を踏まえ、条例第3条の規定により、旭市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、学校・法務局・警察・児童相談所・PTA連絡協議会・市関係各課・市教育委員会及び市教育委員会が必要と認める者で組織する。

連絡協議会では、主として次の事項について協議する。

- ① いじめ問題の実態把握及び市のいじめ防止等のための対策に関すること。
- ② 小・中学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- ③ 関係各機関や団体の取組、連携に関すること。
- ④ 啓発事業その他必要な事項に関すること。

(2) 「旭市いじめ問題対策調査委員会」の設置

市は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、条例第11条の規定により、市教育委員会の附属機関として、旭市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会の委員は、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、市教育委員会が必要と認める者とし、公平性・中立性を確保する。

なお、法第28条に規定する重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合、調査委員会は、以下の役割を担うものとする。

- ①市内各小・中学校におけるいじめの事案について、学校からの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ②重大事態を認知した場合における質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市が実施すべき施策

(1) いじめの防止

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び関係団体との連携の強化、関係団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が、法に規定された責務を認識し、子供の規範意識を高めるための指導等を適切に行うことができるよう児童生徒への道徳教育を推進しながら、啓発活動等家庭への支援に努める。
- いじめの防止等に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめの防止に資する活動であって、当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。また、県の実施するネットパトロールへの必要な協力をする。
- 学校警察連絡委員会を通じて、警察及び関係機関といじめ防止についての情報交換及び行動連携を行う。

(2) いじめの早期発見

- 青少年センター相談電話及び教育相談等、窓口の周知を図る。
- 各学校がそれぞれの実態に応じて行う定期的なアンケート調査の計画的な実施や、個人面談等児童生徒と教職員が直接話す機会を設定するなどといった、学校によるいじめの把握に向けた取組を推進する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
- 学校と地域、保護者等や家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) いじめへの対処

- スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置による相談体制を充実する。
- 学校警察連絡委員会を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターの依頼や、県警察少年センターを通じて、警察との情報共有を進めるなどにより、早期の立ち直り支援に努める。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合（塾やクラブ等）であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者等に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者等並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、法第23条第6項に基づき、直ちに旭警察署生活安全課及び千葉県銚子児童相談所に相談・通報等を行い支援を要請する。

(4) その他

- 学校は、いじめ問題を学校評価で扱う際、単にいじめの有無や認知数を評価するのではなく、実態を隠さずしっかり把握し、対応等を進める。
- 学校は、児童生徒や地域の状況に応じて、目標を設定し、その目標に対する具体的な取組や達成状況を評価し、市教育委員会は、その結果を基に改善に向けた取組ができるよう指導・助言を行う。

2 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県基本方針及び市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定をとおして、全ての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等をとおして全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果をPDCA【Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Act（処置・改善）】サイクルで定期的に検証して、必要に応じた学校基本方針の改善を行うことが重要である。

策定された学校基本方針はホームページに掲載するほか、入学時や年度初めには児童生徒、保護者等に説明する。さらに、学校基本方針に示されたアンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

なお、学校基本方針は、法で策定が義務付けられており、法の施行後、すでに市内各小・中学校においては策定が完了しているが、必要に応じて加筆、修正等を行う。

（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないように、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行い、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。この組織が情報の共有及び協力体制の構築を実現する中核的組織となり、市教育委員会と適切な連携を図りながら、各学校のいじめの防止等の対策を推進する。

いじめの防止等の対策のための組織の具体的な役割としては、

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくりの役割
 - ⑤対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- などがあげられる。

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア 未然防止

「いじめは、どの子供にもどの学校にも起こり得る」という事実を踏まえ、学校は、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」、「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」、「その他いじめの予防のための対策」など、各学校の実態に応じた取組を推進する。また、児童生徒の具体的な目標や課題を設定し、児童生徒と教職員が共に努力し、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくることのできるよう以下のような取組を行う。

- 法教育の視点から被害者、加害者それぞれの視点から、いじめを人権問題と捉え、法的知識を身に付けさせる。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような生徒指導実践上の視点（生徒指導の機能）を生かした「わかる授業」を推進し、充実感や自尊感情の育成を図る。
- 教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、教職員が率先して適切な言葉を使い、児童生徒から暴力・暴言が出ない環境づくりに努める。
- 教職員は、いじめは許されないという認識の下、組織として毅然と対応する。
- 『いのち』のつながりと輝きを主題とし、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進をとおして、いのちを大切にする態度の育成、相談できる環境づくり、コミュニケーション力の育成、情報モラルの向上等を図る。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツをもつ児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 災害等により、被災した児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童生徒については、宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォン、タブレット端末を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも実態の把握と管理の必要性の理解を図る取組を行う。
- 悩みを抱えた時や、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるよう「SOSの出し方に関する教育」を行う。年間複数回行うことも検討し、指導計画に沿って実施していく。

イ 早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、相談体制を構築し、日ごろから丁寧に児童生徒への理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の気持ちや違和感を敏感に感じとるように努める必要がある。また、子供たちとのコミュニケーションをとおして、児童生徒の声が教職員に届くように、日常的に信頼関係を築くことも重要になってくる。

いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見、③他からの情報提供（児童生徒・保護者・地域・関係機関等）に大別される。多面的な情報を付き合わせ、事実を把握し的確な対応を行うために、協働的な生徒指導体制が機能していることが不可欠である。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、学校の定めた方針等に沿って速やかに且つ組織的に対応し、事案によっては、市教育委員会や警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

先ず、被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。次いで、加害者や周辺の児童生徒への聴き取り調査等を実施し、加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

また、いじめ事案の解決までは一定の時間を要したり、いじめが再発したりする事例もあることから、拙速な対応ではなく、いじめが発生した集団を長期的な視点で指導することも重要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

（国基本方針）

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

その際、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。

3 保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを何よりも優先する。いじめの認知については、保護者に心配をかけたくないなどと考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に留意する。

また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うとともに、いじめを発見したり、子供からいじめに関する相談を受けたりした場合には、速やかに学校や関係機関等に情報提供や通報をする。家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭では、学校や市等から発せられるいじめに関する情報や啓発資料等を積極的に活用することが有効であると考えられる。

さらに保護者は、国、県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

4 市民の役割

市民は、児童生徒に対する見守り、児童生徒との交流の機会の確保その他の安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりに努め、子供たちが登下校する際に声かけをしたり、地域の祭やゴミゼロ運動等の行事において地域の子供たちとの交流を積極的に行うように努める。

また、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市や学校等に情報を提供するよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基本的な考え方

重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定版 文部科学省）により適切に対応する。

法第28条が掲げる「いじめにより」とは、同条第1項第1号および第2号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。また、法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号のいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、市教育委員会と協議し、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の認知と調査

重大事態を認知した場合、第一に被害者等の安全確保を実施する。学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、以後、一貫した組織的対応を行う。また、情報を整理し、市教育委員会と協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は、市教育委員会に直ちに報告を行い、市教育委員会はこのことを市長へ直ちに報告する。その後、学校は文書により速やかに市教育委員会へ報告する。【別添資料1参照】

○学校→市教育委員会→市長

○市教育委員会は、北総教育事務所を經由し、県教育委員会に情報提供を行う。

また、情報提供を受けた市は、県条例第5条第3項に基づき、県に必要な措置の協力を依頼する。

○文部科学省作成「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用し、法で定める発生報告等の対応を適切に行う。【別添資料2参照】

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」も活用していく。

[〈参考〉文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」](#)

(3) 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、市教育委員会又は学校において、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。市教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。その際、当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。市教育委員会が調査を行う場合は、旭市いじめ問題対策調査委員会に諮問する。

なお、この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、いじめの防止等の対策のための組織を活用した対応を継続する。

(4) 調査について

調査にあたっては、市基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。また、調査等における資料について、疑念を持たれるような対応は避けなければならない。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者等に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(5) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び市教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

その後、調査結果を、以下の方法で文書により報告する。

○学校→市教育委員会→市長

※市教育委員会が調査を実施する主体となった場合は、市教育委員会が起点となる。

市教育委員会は、北総教育事務所を經由し、県教育委員会に情報提供を行う。また、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

(6) 調査の結果についての調査（再調査）

重大事態発生の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。（法第30条第2項）

再調査については、旭市いじめ問題再調査委員会に諮問する。市長は委員を招集し、被害児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(7) 関係機関等との連携について

いじめの重大事態への対応にあたっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応する。

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び改善に関する事項

市は、法の施行状況や国及び県基本方針の変更等を勘案して、必要があると認められる時は市基本方針の見直しを検討し、必要な措置を講じる。

加えて、市は、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を旭市いじめ問題対策連絡協議会に提出し、点検・評価を受け、各種施策の改善を進める。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接関わる時間を十分確保することは、いじめの防止等のための対策の実効性を高め、教育活動の成果の向上を図る根源的な対応である。

教職員が担うべき業務を精選するとともに、非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように、学校、市教育委員会、関係部局は、業務を点検し、学校の業務改善に努める。

2 市基本方針の見直しについて

市基本方針は、旭市いじめ問題対策連絡協議会による評価及び検証に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。

市基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、市民に周知する。

・平成31年3月1日 策定

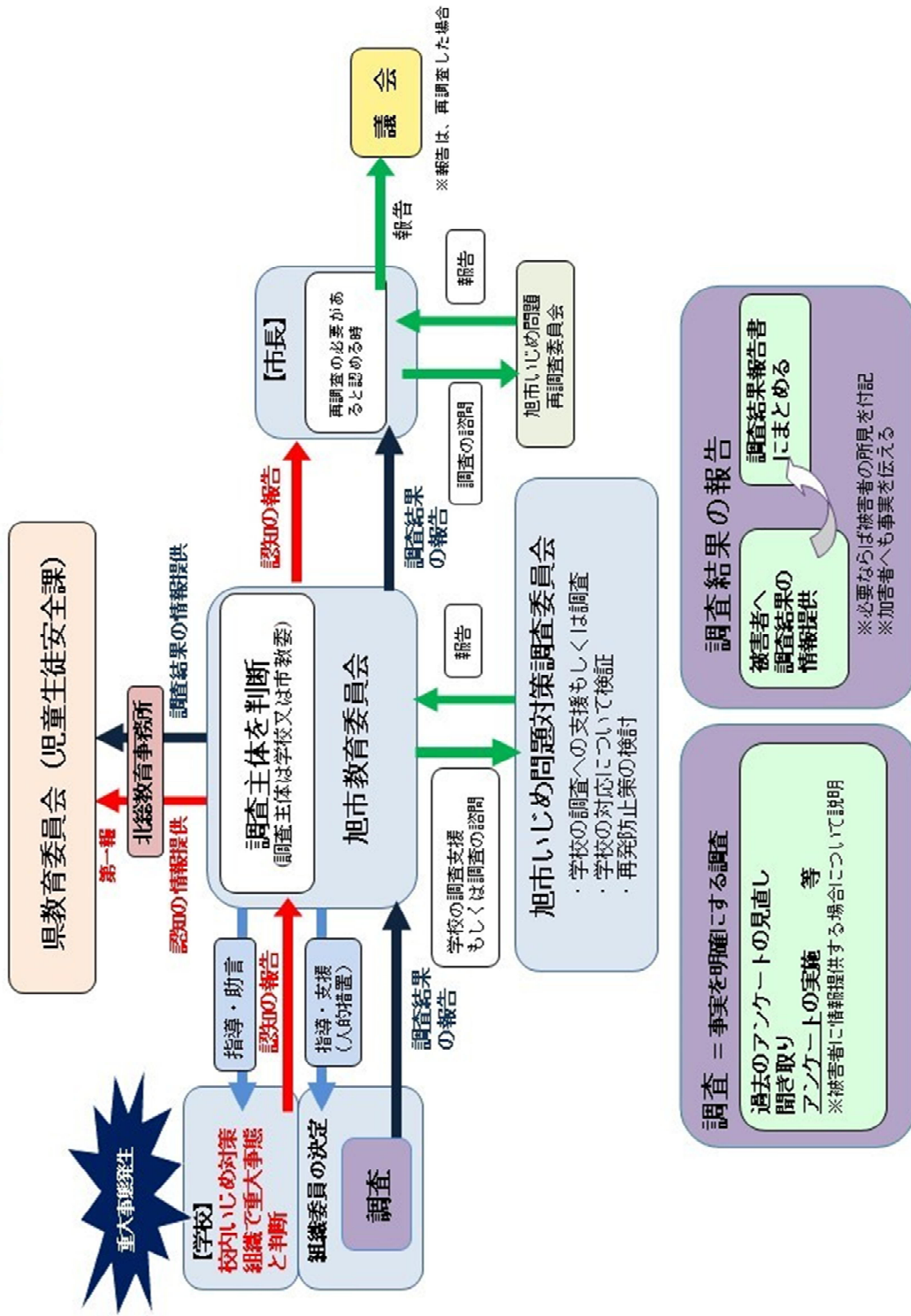
・令和 5年5月 改訂

・令和 6年4月 改訂

・令和 7年4月 改訂

・令和 8年4月 改訂

旭市におけるいじめ重大事態発生時の流れ（学校または市教委が調査主体）



いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(旭市)別添資料2

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：旭市立	学校	学年：	性別：	年齢：
1 いじめ重大事態の発生から調査開始				
1	(2号事業の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いため、 重大事態に至るよりも相当の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	● 基本方針32頁 ● ガイドライン3頁 ● 不登校重大事態指針2頁	チェック欄 (年月日記入)	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン4頁 ● 頁 ● 不登校重大事態指針3頁		
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	● 不登校重大事態指針3頁 (1号事業についても同様の対応をとることが望ましい)		
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン20頁 ● 不登校重大事態指針4頁		
5	対象児童生徒及び保護者に対する調査実施前の事前説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	● ガイドライン25～30頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
6	関係児童生徒・保護者に対する説明等	● ガイドライン30頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—		
2 重大事態調査の実施				
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン31～35頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁	チェック欄 (年月日記入)	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(旭市)

3 重大事態調査結果の説明・報告				
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン39～40頁 ● 不登校重大事態指針9頁	チェック欄 (年月日記入)	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、 被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨 予め説明すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン40頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って 加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	● ガイドライン40頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告及び公表	● 基本方針39頁 ● ガイドライン40頁 ● 不登校重大事態指針10頁		
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン46～47頁 ● 不登校重大事態指針10頁		
6	教育委員会を通じて文部科学省に 重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—		
4 重大事態調査結果の公表検討				
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	● ガイドライン40～41頁	チェック欄 (年月日記入)	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	● ガイドライン40～41頁		
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	● ガイドライン40～41頁		

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。